

家畜衛生だより

No.282 令和8年2月発行



新潟県

下越家畜保健衛生所

〒959-2331

新発田市下飯塚 139-3

TEL: 0254-22-3067 FAX: 24-4022

休日、緊急時: 080-1134-8706

E-mail: ngt066020@pref.niigata.lg.jp

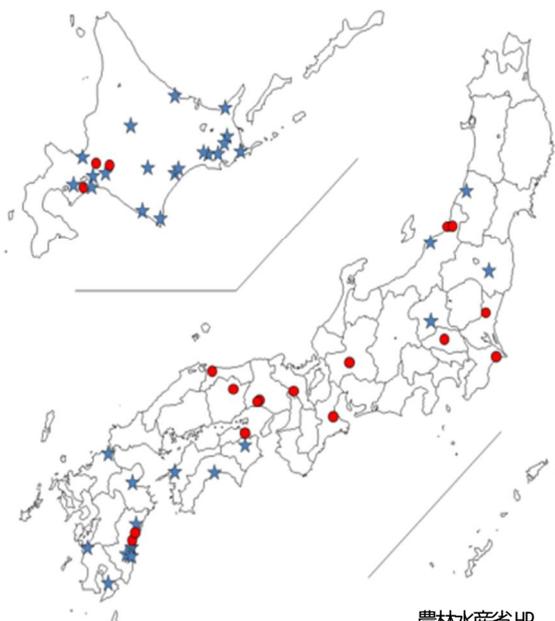
高病原性鳥インフルエンザ ～北帰行期の警戒を～

令和7年シーズン、本県2事例を含む18事例発生し、約423万羽(採卵鶏13事例、肉用鶏4事例、その他1事例)が殺処分対象となっています。また、野鳥等では、1道12県で78件陽性が確認されています。(2月3日現在)

3月以降、渡り鳥が営業地に移動する時期となります。この移動が終わる5月頃までは、既に環境中に広くウイルスが存在し、発生リスクが高まっていると考え、農場へのウイルス侵入を防ぐための対策(下記のとおり)を再確認し、特に塵埃対策を可能な範囲で実施する等、最大限の警戒をお願いします。

令和7年シーズンの発生状況

● 家きん
★ 野鳥・環境試料



農林水産省HP

～大臣指定地域について～

1月1日より胎内市、新発田市、聖籠町、村上市の一部が指定されました。その地域内の養鶏場では、①発生に備え、消毒薬の備蓄と塵埃対策に必要な資材等の準備、②農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内における野鳥誘引防止対策を実施するとともに、地域内で講ずるべき野鳥誘引防止対策を検討する必要があります。

※県内発生2事例の疫学調査報告書は農林水産省のホームページ内にありますので、参考にしてください。https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r7_hpai_kokunai.html#epi_result

ウイルス侵入防止対策の徹底を！

★人・物・車両の入出時対策

- 衛生管理区域専用の衣服や靴の使用
- 着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保
- 適切な車両消毒、手指消毒の実施
- 家きん舎ごとの専用の靴の使用

★塵埃対策

- 鶏舎周辺への散水・消毒
- 換気や出荷作業前等には消毒液散布

★野生動物の侵入防止・誘引防止

- 畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕
- ねずみ及び害虫の駆除
- 鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置
- 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止
- 農場周辺のため池等水抜き、防鳥ネットや布忌避テープの設置等

定期報告書の提出をお願いします

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数及び衛生管理情報等を県へ報告することが義務付けられています。未提出の方は期限までに提出してください。不明な点がありましたらお問い合わせください。

報告期限 令和8年3月6日(金)

家畜の伝染病発生状況（新潟県：令和7年）

令和7年（県内1～12月）、家畜伝染病は高病原性鳥インフルエンザ2件が発生しました。

届出伝染病の発生は右表のとおりで、特に、牛伝染性リンパ腫はここ数年15件前後の発生があります。ウイルスを原因とし、リンパ肉腫(腫瘍)を主徴とする牛の疾病で、感染牛のうち発症するのは数%ですが、治療法やワクチンはなく、発症すると消瘦、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、経営に大きな影響を与えます。ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染するため、吸血昆虫対策や人為的伝播を引き起こす行為の排除等を行い、検査による農場内の感染牛の把握や感染牛の計画的な更新等の対策が重要です。

○法定伝染病

家畜	病名	件数	頭羽群数
鶏	高病原性鳥インフルエンザ	2	4

○届出伝染病

家畜	病名	件数	頭羽群数
牛	牛伝染性リンパ腫	13	15
豚	豚丹毒	5	8
鶏	鶏伝染性気管支炎	2	16
みつばち	アカリシダニ症	1	4

ハエ対策は早めから

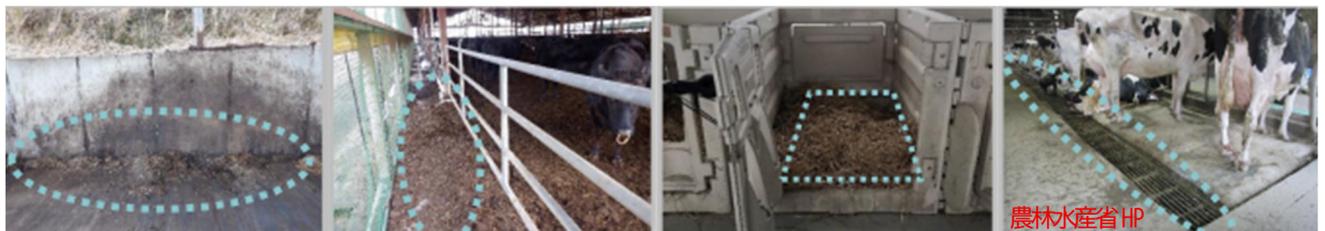
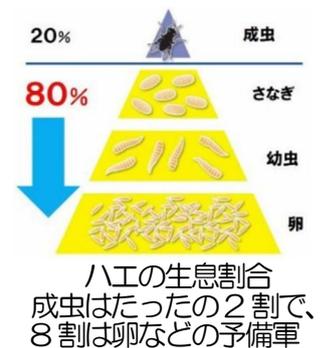
ハエは生産者を困らせる衛生害虫のひとつで、家畜に対して不快感やストレスを与えたり、病原体を媒介したり、生産性に悪影響を及ぼします。見られる多くはイエバエ(非吸血性)とサシバエ(吸血性)です。管内では、ここ数年、春先早くから気温が高くなるため、ゴールデンウィークを過ぎたころには、ハエが増え始める傾向です。ハエの種類により生活環は異なりますが、成虫が見える前の春先から予防的に卵・ウジ対策をすることが重要です。

○卵・ウジ対策

- ①畜舎の隅や残飼、汚水が溜まる場所を清掃し、ウジが育つ環境を減らす。
- ②堆肥の切り返しを適切に行い、発酵させる。
- ③4月上旬には昆虫発育抑制剤(IGR剤)を散布する(その後は定期的に)。

○成虫対策

- ①ハエ取り粘着シートや防虫ネット(殺虫剤入り等)の設置、畜舎周囲の草刈り。
- ②噴霧殺虫剤等(有機リンや合成ピレスロイド系等)を利用する。



家畜人工授精所を開設していない畜産農家での精液等の取扱いについて

令和2年に家畜改良増殖法が改正され、家畜遺伝資源の適正な生産・流通・利用を確保するために、人工授精用精液等の適正な管理が求められ、家畜人工授精所への立入検査等が実施されています。また、家畜人工授精所を開設していない畜産農家には立入検査していませんが、精液等について、以下の点等を確認し、取扱いに注意してください。

- ・家畜人工授精所の開設の許可を得ていない場所で保存した家畜人工授精用精液等を他者に譲渡(無償含む)しない。
- ・保存容器(ストロー等)と家畜人工授精用精液証明書等は一体(一致)管理する(ボンベにある精液ストローと精液証明書は、記載内容を含め、本数と枚数が一致していなければなりません)。
- ・自家授精用に凍結精液を購入した際には、精液証明書の裏面「譲渡・経由の確認」欄に記載する。
- ・家畜人工授精師で人工授精を実施していれば、家畜人工授精簿等を記録し保存する。